

令和4年度白山市水質検査計画



白山市上下水道部

目 次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 水道施設の状況	
(1) 上水道事業	5
(2) 簡易水道事業	8
4. 定期の水質検査（検査地点、検査項目及び年間検査回数等）	14
5. 臨時の水質検査	16
6. 水質試験（検査）の方法及び実施機関	16
7. 水質検査計画及び検査結果の情報提供	16
8. 水質検査結果の評価及び対応	16
9. 関係機関との連携	16
10. 水質検査データ	別紙

1. 基本方針

本計画は、供給する水が水道水質基準に適合し、安全であることを確認するために、主に水道法施行規則第15条の規定に基づき、令和4年度に実施する「定期及び臨時の水質検査」の内容を示すものです。

(1) 検査地点

水質基準が適用される原水及び浄水とします。

(2) 検査項目

水道法水道法で定められた水質基準項目、検査することが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために独自に検査を実施する項目とします。

(参考1) 水質基準項目

「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）」に規定する項目で、水道水の飲用に係る安全性及び水道水の利用上や機能上の障害を考慮した51項目について基準値が設定されています。

(参考2) 水質管理目標設定項目

「浄水中で一定の検出実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかったもの、又は、現在まで浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されてはいないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきもの」として、厚生労働省通達により示された項目で、26項目（うち1項目は農薬類で120成分）について目標値が設定されています。

(参考3) 独自項目

安全で安心できる水道水を供給するために、市が独自に判断し検査を実施する項目です。

(3) 検査回数

浄水については、色、濁り及び残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第一号）を1日1回、一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等の検査（水道法施行規則第15条第1項第三号）を月1回等、水道法で定められた回数の検査を実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 上水道事業

松任・美川・鶴来給水区（令和2年度）

項 目	上 水 道
計画給水人口	92,000人
計画給水量	36,000m ³ /日
給水栓数	34,184栓
現在給水人口	84,977人
年間配水量	10,086,241m ³ /年
年間有収水量	9,355,965m ³ /年
有 収 率	92.8%

(2) 簡易水道事業

①松任地域（令和2年度）

項 目	西南部簡易水道	みずほ簡易水道	山島台簡易水道
計画給水人口	4,500人	1,600人	2,000人
計画給水量	2,100m ³ /日	570m ³ /日	1,060m ³ /日
給水栓数	1,556栓	452栓	519栓
現在給水人口	3,464人	1,199人	1,445人
年間配水量	461,025m ³ /年	118,674m ³ /年	153,714m ³ /年
年間有収水量	445,113m ³ /年	113,073m ³ /年	141,033m ³ /年
有 収 率	96.5%	95.3%	91.8%

②白山ろく地域（令和2年度）

項 目	白山ろく簡易水道
計画給水人口	4,210人
計画給水量	3,290m ³ /日
給水栓数	1,832栓
現在給水人口	3,522人
年間有収水量	547,007m ³ /年

③鳥越地域の一部（令和2年度）

項 目	杉森簡易水道	神子清水簡易水道	相滝簡易水道
計画給水人口	150人	140人	110人
計画給水量	23m ³ /日	35m ³ /日	33m ³ /日
給水栓数	26栓	31栓	31栓
現在給水人口	84人	52人	73人
年間有収水量	6,288m ³ /年	4,982m ³ /年	6,559m ³ /年

項 目	城山簡易水道	下野簡易水道	三坂簡易水道
計画給水人口	1,310人	200人	130人
計画給水量	1,195m ³ /日	30m ³ /日	39m ³ /日
給水栓数	404栓	47栓	26栓
現在給水人口	1,256人	133人	75人
年間有収水量	176,558m ³ /年	13,364m ³ /年	6,097m ³ /年

3. 水道施設の状況

(1) 上水道事業

①松任給水区

○松任上水道センター（地下水を配水）

施設項目	内 容		
取水施設	2号井	φ 450×150m	150A×3.34m ³ /min×50m×45kW
	3号井	φ 300×130m	125A×2.1m ³ /min×50m×30kW
	4号井	φ 300×131m	125A×2.1m ³ /min×65m×37kW
	5号井	φ 300×151m	125A×2.1m ³ /min×60m×37kW
	6号井	φ 300×150m	125A×2.1m ³ /min×55m×30kW
	10号井	φ 450×150m	150A×4.2m ³ /min×40m×55kW
	11号井	φ 500×151m	200A×5.0m ³ /min×59m×90kW
滅菌設備	次亜塩素酸ソーダ圧力注入 120mL/min×0.5MPa×2台		
配水池	角型PC配水池	V=3,000m ³	W18.0m×L26.6m×H6.6m
	SUS配水池	V=3,000m ³	W19.0m×L25.0m×H6.6m
配水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ 300A×200A×10.4m ³ /min×40m×110kW×4台		
自家発電機	750kVA(600kW) 交流発電機 1台		

○千代野配水場（地下水を配水）

施設項目	内 容		
取水施設	7号井	φ 300×131m	125A×1.74m ³ /min×38m×26kW
	8号井	φ 300×131m	125A×1.74m ³ /min×42m×22kW
	9号井	φ 300×131m	125A×1.74m ³ /min×48m×22kW
滅菌設備	次亜塩素酸ソーダ圧力注入 30mL/min×1.0MPa×2台		
配水池	丸型PC配水池	V=1,800m ³	D20.0m×H6.0m
配水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ 300A×200A×10.4m ³ /min×40m×110kW×4台		
自家発電機	300kVA(240kW) 交流発電機 1台		

○加賀野配水場（地下水を配水）

施設項目	内 容
取水施設	1号井 $\phi 200 \times 95\text{m}$ $80\text{A} \times 0.52\text{m}^3/\text{min} \times 47\text{m} \times 7.5\text{kW}$ 2号井 $\phi 300 \times 120\text{m}$ $80\text{A} \times 0.85\text{m}^3/\text{min} \times 35\text{m} \times 11\text{kW}$
滅菌設備	次亜塩素酸ソーダ圧力注入 $22.8\text{mL}/\text{min} \times 1.0\text{MPa} \times 2\text{台}$
配水池	No.1 RC配水池 $V=316.8\text{m}^3$ $W3.3\text{m} \times L8.0\text{m} \times H3.0\text{m} \times 4\text{連}$ No.2 RC配水池 $V=210\text{m}^3$ $W3.5\text{m} \times L10.0\text{m} \times H3.0\text{m} \times 2\text{連}$
配水ポンプ	水中渦巻ポンプ $80\text{A} \times 1.24\text{m}^3/\text{min} \times 35\text{m} \times 11\text{kW} \times 3\text{台}$
自家発電機	$100\text{kVA} (80\text{kW})$ 交流発電機 1台

○笠間配水場（地下水を配水）

施設項目	内 容
取水施設	3号井 $\phi 300 \times 122\text{m}$ $100\text{A} \times 0.92\text{m}^3/\text{min} \times 28\text{m} \times 7.5\text{kW}$ 4号井 $\phi 300 \times 120\text{m}$ $80 \times 0.69\text{m}^3/\text{min} \times 45\text{m} \times 11\text{kW}$
滅菌設備	次亜塩素酸ソーダ圧力注入 $30\text{mL}/\text{min} \times 1.0\text{MPa} \times 2\text{台}$
配水池	RC配水池 $V=210\text{m}^3$ $W3.5\text{m} \times L8.0\text{m} \times H2.5\text{m} \times 3\text{連}$ SUS配水池 $V=620\text{m}^3$ $W14.0\text{m} \times L18.0\text{m} \times H3.0\text{m}$
配水ポンプ	水中渦巻ポンプ $80\text{A} \times 1.15\text{m}^3/\text{min} \times 35\text{m} \times 11\text{kW} \times 3\text{台}$
自家発電機	$60\text{kVA} (40\text{kW})$ 交流発電機 1台

○みずほ配水場（地下水を配水）

施設項目	内 容
取水施設	1号井 $\phi 250 \times 100\text{m}$ $80\text{A} \times 0.52\text{m}^3/\text{min} \times 47\text{m} \times 7.5\text{kW}$ 2号井 $\phi 250 \times 120\text{m}$ $80\text{A} \times 0.50\text{m}^3/\text{min} \times 76\text{m} \times 11\text{kW}$
滅菌設備	次亜塩素酸ソーダ圧力注入 $8\text{mL}/\text{min} \times 1.0\text{MPa} \times 2\text{台}$
配水池	丸型PC配水池 $V=440\text{m}^3$ $D10.0\text{m} \times H5.7\text{m}$
配水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ $80\text{A} \times 65\text{A} \times 1.198\text{m}^3/\text{min} \times 25\text{m} \times 11\text{kW} \times 2\text{台}$
自家発電機	$55\text{kVA} (44\text{kW})$ 交流発電機 1台

○山島台配水場（県水を配水）

施設項目	内 容
受水施設	山島台供給点 山島台配水池
配水池	RC配水池 V=600m ³ W4.6m×L12.1m×3.7m×3連
配水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ 125A×80A×1.92m ³ /min×30m×18.5kW×2台
自家発電機	80kVA(64kW) 交流発電機 1台

②美川給水区

○美川水道管理センター（地下水を配水）

施設項目	内 容
取水施設	1号井 φ400×100m 150A×3.55m ³ /min×38m×37kW 2号井 φ400×61m 125A×2.5m ³ /min×35m×26kW
滅菌設備	次亜塩素酸ソーダ圧力注入 39.6mL/min×1.0MPa×4台
配水池	丸型PC配水池 V=1,500m ³ D18.0m×H6.0m SUS配水池 V=800m ³ W12.0m×L12.0m×H6.0m
配水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ 200A×150A×4.0m ³ /min×40m×37kW×2台 多段渦巻ポンプ 100A×1.0m ³ /min×40m×15kW×2台
自家発電機	380kVA(304kW) 交流発電機 1台

○湊配水場（地下水を配水）

施設項目	内 容
取水施設	3号井 φ300×72m 125A×1.58m ³ /min×27m×11kW 4号井 φ300×71m 125A×1.58m ³ /min×46m×18.5kW
滅菌設備	次亜塩素酸ソーダ圧力注入 60mL/min×1.0MPa×2台
配水池	丸型PC配水池 V=1,200m ³ D15.0m×H6.9m
配水ポンプ	多段渦巻ポンプ 100A×1.22m ³ /min×40m×18.5kW×3台
自家発電機	150kVA(120kW) 交流発電機 1台

③鶴来給水区（地下水と県水を配水）

施設項目	内 容
取水施設 【地下水】	<p>○明島ポンプ場 4号井 φ450×100m 125A×1.5m³/min×55m×26kW 5号井 φ350×118m 100A×1.4m³/min×14/17m×15kW</p> <p>○行町ポンプ場 7号井 φ350×100m 100A×1.75m³/min×50m×22kW 8号井 φ350×100m 125A×1.74m³/min×10/30m×22kW</p>
滅菌設備	<p>○明島ポンプ場 次亜塩素酸ソーダ圧力注入 30.0mL/min×1.0MPa×2台</p> <p>○行町ポンプ場 次亜塩素酸ソーダ圧力注入 30.0mL/min×1.0MPa×2台</p>
受水施設 【県水】	<p>一の宮供給点 中区第1配水池 坂尻供給点 坂尻配水池（350mm受水送水管）</p>
送水ポンプ	<p>【中区第1配水池】 ①A 高区配水池へ（潜水型） 65A×0.57m³/min×90m×18.5kW×2台 ②B 高区第1配水池へ（潜水型） 80A×0.62m³/min×42m×11kW×2台</p> <p>【明島ポンプ場】 ①中区中継槽へ（横型タービン） 100A×80A×1.79m³/min×35m×18.5kW×2台</p> <p>【中区中継槽】 ①中区第2配水池へ（横型タービン） 100A×80A×1.79m³/min×10m×18.5kW×2台</p>
配水施設	<p>【高区】 ①A 高区配水池 RC池 V=440m³ W4.0m×L15.71m×H3.5m×2池 ②B 高区第1配水池 RC池 V=300m³ W5.0m×L5.0m×H6.0m×2池 ②B 高区第2配水池 RC池 V=700m³ W3.0m×L12.0m×H2.5m×2池+W4.0m×L12.4m×H3.5m×3池</p> <p>【中区】 ①中区第1配水池 RC池 V=1,000m³ W5.6m×L5.6m×H4.0m×8池 ②中区第2配水池 RC池 V=541.8m³ W3.5m×L17.2m×H3.0m×3池 ③中区中継槽 RC池 V=416m³ W4.0m×L13.0m×H4.0m×2池</p>
※高区・中区については、自然流下にて配水。 低区については、自然流下+配水ポンプにて配水。	

施設項目	内 容
自家発電機	【低区】 ①坂尻配水池 RC池 V=2,300m ³ W6.0m×L12.2m×H4.9×4池+W6.0m×L23.65m×H6.2m ②行町ポンプ場 RC池 V=900m ³ W5.3m×L5.3m×H4.0×8池 配水ポンプ（潜水型） 125A×1.74m ³ /min×60m×30kW×2台 ③明島ポンプ場 SUS池 V=1,000m ³ W10.0m×L10.0m×H5.0m×2池+W2.0m×L3.0m×H5.0m 配水ポンプ（横型タービン） 80A×65A×1.1m ³ /min×32m×11kW×2台
	中区第1配水池 ディーゼル 75kVA(60kW) 1台
	明島ポンプ場 ディーゼル 107kVA(86kW) 1台
	中区中継槽 ディーゼル 45kVA(36kW) 1台
	坂尻配水池 ディーゼル 6kVA(5kW) 1台（可搬式）

(2) 簡易水道事業

①河内地域

○白山ろく簡易水道（地下水、伏流水を配水）

施設項目	内 容
河内配水区 【地下水】	取水施設 φ300×120m 65A×0.69m ³ /min×5.5kW×1台
	φ200×7.2m 32A×0.16m ³ /min×3.7kW×2台
	φ200×4.6m 40A×0.21m ³ /min×5.5kW×2台
	φ200×97m 50A×0.28m ³ /min×7.5kW×1台
	福岡
	送水施設 65A×0.51m ³ /min×3.7kW×2台
	50A×0.19m ³ /min×5.5kW×2台
	配水池 4池 V=351.75m ³
	滅菌設備 流量比例注入 7台
	江津
	配水池 2池 V=185.6m ³
	吉岡
	配水池 2池 V=122.4m ³
	滅菌設備 流量比例注入 2台

施設項目	内 容
直海谷配水区 【伏流水】	<p>久保</p> <p>取水施設 32A×0.038m³/min×3.7kW×2台 40A×0.033m³/min×1.5kW×2台</p> <p>配水池 2池 V=76.56m³</p> <p>滅菌設備 流量比例注入 2台</p> <p>吹上</p> <p>取水施設 40A×0.06m³/min×3.7kW×2台</p> <p>配水池 1池 V=39.00m³</p> <p>滅菌設備 流量比例注入 2台</p>

②吉野谷地域

○白山ろく簡易水道（表流水・湧水を配水）

施設項目	内 容
市原配水区 【表流水・湧水】	<p>広域</p> <p>配水施設 自然流下式</p> <p>浄水池 1池 V=64m³</p> <p>配水池 1池 V=510m³</p> <p>滅菌設備 流量比例注入 4台</p> <p>下吉野</p> <p>配水施設 自然流下式</p> <p>配水池 2池 V=200m³</p> <p>滅菌設備 流量比例注入 2台</p> <p>味智の郷</p> <p>配水施設 自然流下式</p> <p>配水池 1池 V=100m³</p> <p>滅菌設備 経由併用</p> <p>上吉野</p> <p>配水施設 自然流下式</p> <p>配水池 1池 V=180m³</p> <p>滅菌設備 経由併用</p> <p>佐良</p> <p>配水施設 自然流下式</p> <p>配水池 1池 V=60m³</p> <p>滅菌設備 経由併用</p> <p>健康福祉ゾーン</p> <p>配水施設 自然流下式</p> <p>配水池 1池 V=133m³</p> <p>滅菌設備 経由併用</p>

施 設 項 目	内 容
	瀬波 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=100m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台 市原 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=158m ³ 滅菌設備 經由併用 木滑・木滑新 送水施設 32A×0.035m ³ /min×1.5kW×2台 配水池 2池 V=137m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台+2台（予備）
中 宮 配 水 区 【表流水・湧水】	中宮 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=135m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台

③鳥越地域

○下野・三坂・杉森・神子清水・相滝・城山配水場(地下水、表流水、伏流水、湧水を配水)

施 設 項 目	内 容
下野簡易水道 【地下水】	取水井 φ250×15m 32A×0.02m ³ /min×0.75kW×1台 配水施設 40A×0.10m ³ /min×2.2kW×2台 配水池 1池 V=30m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台
三坂簡易水道 【地下水】	取水井 φ350×10.3m 50A×0.125m ³ /min×1.5kW×1台 配水施設 50A×0.125m ³ /min×7.5kW×2台 配水池 1池 V=21.8m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台
杉森簡易水道 【湧水】	配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=30.6m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台
神子清水簡易水道 【湧水】	取水施設 25A×0.03m ³ /min×0.4kW×1台 50A×0.36m ³ /min×2.2kW×1台 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=62.5m ³ 滅菌設備 流量比例注入 1台

施設項目	内容
相滝簡易水道 【湧水】	配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=38.2m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台
城山簡易水道 【伏流水】	送水施設 50A×0.25m ³ /min×7.5kW×1台 第1 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=578m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台 第2 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=148.2m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台 第3 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=168m ³ 広瀬 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=35.7m ³

○白山ろく簡易水道（地下水、湧水、表流水を配水）

施設項目	内容
吉原配水区 【地下水】	下吉谷 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=87.4m ³ 滅菌設備 経由併用 上吉谷 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=46.8m ³ 滅菌設備 経由併用 三ツ屋野 取水井 φ350×36m 40A×0.18m ³ /min×3.7kW×1台 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=118.4m ³ 紫外線消毒設備 滅菌設備 流量比例注入 2台

施設項目	内 容
河原山配水区 【湧水】	配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=44.9m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台
左礫配水区 【湧水】	配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=28m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台
仏師ヶ野配水区 【湧水】	配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=4.5m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台

④尾口地域

○白山ろく簡易水道（表流水を配水）

施設項目	内 容
瀬女配水区 【表流水】	女原 配水施設 自然流下式 配水池 2池 V=780m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台 瀬戸 配水施設 自然流下式 配水池 2池 V=348m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台
一里野配水区 【表流水】	取水施設 65A×0.451m ³ /min×11.0kw×2台 配水施設 自然流下式 配水池 4池 V=416m ³ 滅菌設備 流量比例注入 2台

⑤白峰地域

○白山ろく簡易水道（表流水を配水）

施設項目	内 容
白峰配水区 【表流水】	白峰浄水場 配水施設 自然流下式 配水池 1池 V=540m ³ 滅菌設備 塩減注入P圧力式 2台 桑島浄水場 配水施設 自然流下式 配水池 2池 V=201.6m ³ 滅菌設備 塩減注入P圧力式 1台

4. 定期の水質検査（検査地点、検査項目及び年間検査回数等）

(1) 検査地点

①原水

ア. 上水道事業

水道施設	配水場等	箇所	備考
松任給水区	松任上水道センター	6	第2、3、4、5、6、10、11号井
	千代野配水場	3	第7、8、9号井
	加賀野配水場	2	第1、2号井
	笠間配水場	2	第3、4号井
	みずほ配水場	2	第1、2号井
美川給水区	美川水道管理センター	2	第1、2号井
	湊配水場	2	第3、4号井
鶴来給水区	明島ポンプ場	2	第4、5号井
	行町ポンプ場	2	第7、8号井

イ. 簡易水道事業

水道施設	配水場等	箇所	備考
河内地域	白山ろく簡易水道 河内水源	3	河内町福岡、河内町ふじが丘
	直海谷水源	2	河内町吹上、河内町久保
吉野谷地域	白山ろく簡易水道 市原水源	3	下吉野、瀬波、市原
	中宮水源	1	中宮
鳥越地域	下野配水場	1	下野町
	三坂配水場	1	三坂町
	杉森配水場	1	杉森町
	神子清水配水場	2	神子清水町
	相滝配水場	2	相滝町
	城山配水場	1	野地町
	白山ろく簡易水道 左礫水源	1	左礫町
	吉原水源	2	上吉谷町、三ツ屋野町
	河原山水源	1	河原山町
仏師ヶ野水源	1	仏師ヶ野町	
尾口地域	白山ろく簡易水道 瀬女水源	4	女原、五味島、釜谷、荒谷
	一里野水源	1	尾添
白峰地域	白山ろく簡易水道 白峰水源	2	白峰、桑島

②浄水

ア. 上水道事業

水道施設	配水場等	箇所	備考
松任給水区	中央配水区	1	
	千代野配水区	1	
	加賀野配水区	1	
	笠間配水区	1	
	山島台配水区	1	
	みずほ配水区	1	
美川給水区	美川配水区	1	
	湊配水区	1	
鶴来給水区	A 高区配水区	1	
	B 高区配水区	1	
	中区配水区	1	
	低区配水区	2	

イ. 簡易水道事業

水道施設	配水場等	箇所	備考
河内地域	白山ろく簡易水道		
	河内配水区	3	
	直海谷配水区	2	
吉野谷地域	白山ろく簡易水道		
	市原配水区	3	
	中宮配水区	1	
鳥越地域	下野簡易水道	1	
	三坂簡易水道	1	
	杉森簡易水道	1	
	神子清水簡易水道	1	
	相滝簡易水道	1	
	城山簡易水道	1	
	白山ろく簡易水道		
	左礫配水区	1	
	吉原配水区	1	
	河原山配水区	1	
	仏師ヶ野配水区	1	
尾口地域	白山ろく簡易水道		
	瀬女配水区	2	
	一里野配水区	1	
白峰地域	白山ろく簡易水道		
	白峰配水区	2	

(2) 水質検査項目及び年間検査回数等

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 水質基準項目 | 別表1のとおり |
| ② 水質管理目標設定項目 | 別表2-1、2-2のとおり |
| ③ その他項目（独自項目） | 別表3のとおり |

5. 臨時の水質検査

次に掲げる事態が生じたときは、速やかに臨時の水質検査を行うものとする。

なお、臨時の水質検査は、水質基準項目を主体とするほか、その異常事態に想定される項目について、その事態が終息し、供給水の安全性が確認されるまで行うものとする。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき

（例：色や濁りの発生、プランクトンの大量発生等）

イ 水源に異常があったとき

（例：魚類等の生物の多量斃死、原因不明の色や濁り、異臭の発生等）

ウ 水源付近、供給区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき

エ 浄水処理過程において異常があったとき

オ 送水管の大規模な工事、その他水道施設（供給水）が著しく汚染されたおそれがあるとき

カ 水道水の水質検査において、水質基準値あるいは水質管理目標設定項目の目標値を超過し、人の健康に影響あるいは水道水の利用に支障があると判断されたとき

6. 水質試験（検査）の方法及び実施機関

(1) 水質試験（検査）の方法

水質試験（検査）は、次に掲げる方法により行うものとする。

- ・「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）」に規定する方法
- ・「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日 健水発第1010001号）」に記された方法
- ・「上水試験方法（日本水道協会編）」に記された方法

(2) 水質試験（検査）実施機関

水質試験（検査）は、水道法第20条に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して実施するものとする。

7. 水質検査計画及び検査結果の情報提供

(1) 水質検査計画

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定し、白山市のホームページに掲載するものとする。

(2) 水質検査結果

水質検査計画に基づき実施した供給水（浄水）の水質検査結果は、白山市のホームページに掲載するものとする。

8. 水質検査結果の評価及び対応

水質検査結果の評価は、検査毎に行い、その検査結果が基準値を超えている場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を保持するために必要な対策を講じるものとする。

また、実施した検査結果の評価によって、水質検査実施の見直しが必要と認められる場合は、次年度の水質検査計画の策定にあたって必要な見直しを行うものとする。

なお、検査結果に異常が認められた場合は、原則として、再検査を行うものとする。

9. 関係機関との連携

(1) 水源における水質汚染事故等

水源における水質汚染事故が発生した場合は、関係機関との連携を図り、事故の原因究明にあたるほか、必要に応じて浄水場での適正な処理を実施することにより安全な水道水の供給に努めるものとする。

(2) 供給水の水質汚染事故

供給水の水質汚染事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、供給水による健康影響の発生予防や拡大防止のために必要な健康危機管理対策及び処置を講じるものとする。